



期末手当については、本年八月に繰り上げて支給した期末手当に相当する額の一部を控除しないで、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額の百分の五十を支給いたし、勤勉手当については、その支給総額を、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額の百分の七十五を越えないものとする」といたしました。

最後に、今回の人事院勧告に含まれていた給与準則の制定につきまして、諸般の事情に鑑み、なお今後の検討に待つことといたしました。今回の給与改訂により、昭和二十九年一月一日における政府職員の俸給、扶養手当及び勤務地手当の総平均月額額は、おむね一五、四八〇円に引き上げられることとなります。なお、今回の給与改訂に伴う所要経費の増加額は、本年度におきましては、一般職の国家公務員につき、関連経費の増加分を含めて、一般会計分約五十四億四、特別会計分約十億四でありまして、別途今期国会に提案いたしました昭和二十八年年度補正予算(第二号)に計上いたしております。

以上本法律案の提案理由並びにその概要を御説明申上げました。何とぞ速かに御審議の上御賛成下さるようお願い申上げます。

○委員長(村屋重雄君) 引続いて逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(江口見登留君) 逐条説明を簡単に申し上げます。第一項で「六百円」を「七百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改めておりますのは、俸給のベースアップに伴いまして、昇給する期間についてその間差額を変更いたしましたのでございます。その次の項は第五号を削ることによつて四級地

までとなるわけでございます。その次の項は、期末手当につきまして、十二月に支給する分に対しまして〇・二五を附加しようとするための字句でございまして、その次は、第十九条の五第一項を改める分は、勤勉手当を六月にも支給するといふふうにするものでございまして、その次の分は、右の六月分は〇・二五であるべき旨を定めたものでございます。次は、表をずつと全面的に改めておりますが、表の次にあります最後の項におきましては、やはり勤務地手当につきましての給与の改正に伴います字句の修正でございます。

以下附則でございますが、大体この改正に伴います事務的な所定の規定を織り込んだ表でございます。附則の一項は施行日を規定しております。二項は二十九年一月一日における職員職務の級と、その号俸と、二つについて、切替の手続を定めたものであります。三項は、教職員に關する俸給が先般一応できたのであります。それに伴います善後措置を規定いたしました規定でございます。四項は頭打ちの者に對しする切替えのために必要とする規定でございます。それから五項は、この規則に改正される際に、例文的にいつも盛り込まれる規定でございます。六項は、これは切替えのために少くなるものができるわけでありまして、それを暫定手当として収入を減らさないように保証するための規定でございます。

それから七項、八項は、本年度におきます期末手当、勤勉手当の例外規定をそこに設けたのでございます。

○委員長(村屋重雄君) 御質疑のあるかたは御発言をお願いします。

○千葉信君 先ず只今承りました提案理由の説明の内容について、若干腑に落ちない点がありますので、この点について伺いたいと思つて、この度のこの法案が人事院の勧告を尊重しているかどうか。審議の結果によつて明白になることでありまして、この点は白と触れることにいたしました。取りあへず、今度の改訂に伴つて、「あわせて勤務地手当の支給区分の合理的な改訂を行うこと」といたし、この合理的な改訂という説明でありまして、どこで一体そういう合理的な改訂を行うための研究をなされたのか。御承知の通り人事院の勧告によりまして、人事院の勧告は、明らかに、勤務地手当の支給区分等について、更に研究することとして、勧告からはこれを省いております。その省いている勤務地手当の区分について、政府が殊更に只今御説明のありましたような方法をとり、提案理由の説明においては、「支給区分の合理的な改訂を行うこと」とし、「と謳われております。どこで一体そういう合理的な区分についての研究をされ、そうして又どういふ点が合理的な点だと思つておられるのか。先ずこの点を承わりたい。

○政府委員(福永健司君) 地域給等につきまして、只今御説のような人事院の勧告を待つてということ、これも、もとより一つの考え方でございますが、法律によりまして、人事院の権限を定めておけることは申すまでもないことではございますが、まあ私どもの見解では、人事院のそういう勧告がないよりは、全然そういう改訂をしてはならないという意味の規定ではないと、こう考へておるわけでございます。現行の地域手当につきましても、前々から、

当委員会におかれましても、又衆議院の人事委員会におきましても、いろいろ御協議があつたことを承つておるわけであります。これらを通じて言えますことは、そも／＼この地域手当というふうなものが発生する当時の事情乃至理由といったようなものが、そのまま直ちに今日当ではまるかどうかというふうなことにつきましては、相対的に、前々から、こういうふうな制度ができました当時から今日に至ります間に、まあ一般の生活費等の地域差というふうなものがある、あつたとは余ほど違つた事情にある、狭まつて来ているのではないかと、こういうこと、又さういふようなことがあると、よつて、人事の交流等が非常に思わしく行かない、そのことが公務員全体の能率化に支障があるというふうなことも、たびたび指摘されて来ていることと、政府におきましても、成るだけこうした御意見によりまして、地域差というものを狭めて行くべきであるという見解にも立つておるわけでございまして、ただこれを徹底的にやるということにつきましては、相当の財源ももとより要することと申すので、このたびとりました措置は、いわゆる合理的という観点から申しますと、十分なもの、乃至申し分ない程度に合理的なものとは、これは言えないかと思つてございまして、幾らかでも合理的なものに近づこうとする努力によりまして、こういう措置をとりました次第でございます。

○千葉信君 地域給の問題についての例えは人事院勧告の問題、例えは衆議院人事委員会の申合せ事項、こういう

点から言いますと、かなりこれは突き詰めた論議をしなければならぬと思つて、従つて私の質問も、その点については深く触れる答弁を頂くつもりじやない。その点についてはまだ／＼相当長時間をかけて、全般的な問題の以後に、その問題に深く入つて行く必要があると思つておる。そこでお伺いしている点は、政府のほうの提案理由の説明による合理的な改訂とは、一体どこを政府は指しているのか。こういう点を第一点として質問したのに對して、その点については、只今の福永さんの御答弁では、政府も必ずしも完全に合理的なものとは考へていない、まあさういふ御答弁だったので、それはそれで一応その点はわかりました。もう一つ残つております点、つまり完全に合理的なものではないと、つても或る程度の地域給のこの問題の処理のために、どこで一体この問題を政府としては研究されたのか。どこでこういう方針をきめられたのか。公務員法からいいますと、給与法からいいますと、当然これは人事院の勧告を待つてとらなければならぬ措置だつたはずです。さつきも申上げた通り、特に人事院は、この問題については更に研究を要するということをはつきりその勧告の中で政府や国会に申し送つておられます。それを無視して、一体どこで、人事院の研究する研究の、それについて政府が地域給の問題について合理的な改訂を行うという研究をどこでやつたのか、この点について伺いたい。

○政府委員(福永健司君) 千葉さんの仰せのごとく、さうな点につきましても人事院で御研究を頂いて、その勧

点から言いますと、かなりこれは突き詰めた論議をしなければならぬと思つて、従つて私の質問も、その点については深く触れる答弁を頂くつもりじやない。その点についてはまだ／＼相当長時間をかけて、全般的な問題の以後に、その問題に深く入つて行く必要があると思つておる。そこでお伺いしている点は、政府のほうの提案理由の説明による合理的な改訂とは、一体どこを政府は指しているのか。こういう点を第一点として質問したのに對して、その点については、只今の福永さんの御答弁では、政府も必ずしも完全に合理的なものとは考へていない、まあさういふ御答弁だったので、それはそれで一応その点はわかりました。もう一つ残つております点、つまり完全に合理的なものではないと、つても或る程度の地域給のこの問題の処理のために、どこで一体この問題を政府としては研究されたのか。どこでこういう方針をきめられたのか。公務員法からいいますと、給与法からいいますと、当然これは人事院の勧告を待つてとらなければならぬ措置だつたはずです。さつきも申上げた通り、特に人事院は、この問題については更に研究を要するということをはつきりその勧告の中で政府や国会に申し送つておられます。それを無視して、一体どこで、人事院の研究する研究の、それについて政府が地域給の問題について合理的な改訂を行うという研究をどこでやつたのか、この点について伺いたい。

○政府委員(福永健司君) 千葉さんの仰せのごとく、さうな点につきましても人事院で御研究を頂いて、その勧



とは明らかなんです。そういう点では、これはもう完全に今度の場合には、この問題だけについては政府は国会を重視してあるし、国会の而も両院の人事委員会の申合せを踏襲される態度をとつたという事は、これは否定できないと思つておられます。この問題の特別に責任者として所管しておられるのは官房長官の立場から、閣議でどのように官房長官が発言されたかは知りませんが、この問題の責任者としての官房長官の立場から、少くともこの委員会では、私はずと我々が納得できるような答弁なり若しくは遺憾の意を表することが当然ではないかと思つておられます。この点は如何ですか。

○政府委員(福永健司君) 閣議の内容等につきましては申上げることが差控へさして頂きたいと思つておられますが、お話しにも出ました通り、これを今回地域給の部分については一切見送るかどうかというような事については、誰からとも申しません、又殊に私自身からどうこうという事は申上げませんが、確かに閣議等におきましていろいろ論議はありましたのでございます。併し総合的に論議をいたしました上で結論が出ました。その後におきましては、私といたしましては個人的にどうこうということは一切申上げられないわけでございますが、御説のごとく、この地域給等は、更に人事院の勧告があつて、これに基いてということが望ましい形であることは、私もさうであらうと思つておられます。政府といつたしましては、やがてさういつた人事院の措置等がある場合におきましては、これはこれでよく考へて、これに対処しなければならぬと思つておられます。

す。ただ先ほども申上げましたように、まあさういつた意味においての人事院の措置等がないというのでいづれも見送るかということになりますと、まあ折角改訂するときだから、こういう際に、こういうことも併せ、まあ政府の考へ方からいたしますならば、合理的な形への前進といつても可いと思つておられます。併し、さういふ措置をとつて、只今政府が出しておられます。従いまして、この参議院でお申合せになつておられますこの事項を文字通りそのままに行つていないといふことにおきましては、私自身も遺憾に存しておられます。併し、先ほど申上げましたように、総合的な観点から、より合理的な措置をとつておられるので、まあ政府が決定し実施せんとする諸事項をのぞいておられます。この点につきましては、先ほども申上げましたように、更に今後とも努力をいたしまして、より合理的なるもの、又国会の御意思も尊重したような形のもの、こういう方向への努力は今後も続けなければならぬと思つておられます。

○千葉信君 総合的な観点からのこの問題の処理ということになりますと、これは今度の政府のほうから出ました法律案全体を細部に亘つて委員会で審議したあとで、又更にその問題に恐らく逆戻りして来るだらうと思つておられます。併し官房長官も大分苦しいようです。それから、これ以上この問題を今ここでやるよりも、今日はまだそのほかの問題もたくさんありますので、あとで又いづれ給与法全般についての審議を行えば、この問題についてはもうと御り

下げた形で御答弁を承わらなければならぬと思つておられます。併し、この問題はこれくらいにして、次に移ります。

その次に、「俸給につきましては、十四級の最高号俸をこえる俸給額を除き、全く人事院の勧告のとおり改訂すること」といたしましたが、「と、こうありますが、これは事実と違つておられます。人事院の勧告しました俸給表等によりまして、御承知の通り、給与準則の中で今度勧告された俸給表等は、大体今度政府が改正案として出しましたもの以外に、例えば研究医職等に対する俸給表、特に頭打ちが激しくて、而も表裏上その俸給額の幅が狭いために、而も上級者は上級者は頭打ちの現象を起しているという状態に對して、その仕事の内容に應じた研究医職職等は技能職等に対する俸給表等については、今度は全然政府は考慮しておらないようですが、これでは、提案理由の説明書は、実際の自身とは違つて説明をされていることになると思つておられます。この点は如何ですか。

○説明員(久田雷治君) その点は、千葉委員のほうで御指摘の点は、人事院の給与準則を完全実施しろというふうな意味じやないかと思つておられます。さういふ意味で解釈いたしますれば、私どもは、只今御指摘の技能職を初めといたしまして、頭打ちの点が解決するのでございまして、何分にも給与準則は國家公務員制度全般に絡んでおられる問題でございまして、只今行政改革その他と

つておられますので、そのほうに譲りまして、公務員制度一般と絡み合せて審議するということにいたしました。今回は、臨時国会、殊に期末手当の支給が時期的に差迫つておられます。短かい期間でございまして、さういふ重要な本質的な問題を扱うには、あまりにも期間が短かいということから、今回はこの問題だけに限定をいたしました。やつたわけでございます。従いまして、俸給表を十五級のままのまま使ひまして、御指摘の通り頭打ちの点では現状の多少頭打ちの不合理な点も残つておられますけれども、今回は見送らざるを得なかつたということになつておられます。

○千葉信君 只今の答弁から言ひましても、この提案理由の説明は食い違つておられると思つておられます。提案理由の説明を讀みますと、「十四級の最高号俸をこえる俸給額を除き、全く人事院の勧告のとおり改訂すること」にしたとありますが、今の御答弁の通りに、答弁のほうから問題が飛び出して来ましたが、例えば給与準則の問題等について御答弁がありましたけれども、一体公務員の給与に関する法律は、公務員法によつてはつきりと給与準則によつてやるということにきまつていて、今ある法律といふものは、その給与準則が制定されるまでの暫定の法律です。これはあなた方も御承知の通りです。而もさういふ暫定のなや方をしていて、やつと人事院から給与準則の勧告が出たのに、その給与準則の立案、法律化ということについては、これは今回おつしやるように、かなり短かい期間だけに、早々の間にきめなければなら

らなかつた政府としては、一応さういふ点では了解はできると思つておられます。併しそれにして、この提案理由の説明には、さながら人事院の勧告を実施したかのごとき印象を与える説明をして、一般に与える報道から言ひましても、政府の今回の給与の問題に對してとつて来た態度は、さながら人事院の勧告を実施したかのごとき印象を与えるような報道がしばしば行われておられます。さうして又最も問題になる点もさういふ点にあると思つておられます。人事院の勧告等と、中身において、全く似ても似つかないものを実施しようとしながら、国民大衆に對しては、さながら、人事院の勧告を今度は政府は実施するかのような印象を与えて、而も提案理由の説明においても、今のようないつて全く人事院の勧告の通り改訂するなどという説明を加えている。而もさういふ給与準則という問題になりますと、これ以外にたくさん問題があると思つておられます。例えば、政府としては、今回の人事院の勧告を一応の基礎として給与法を作るといふことになれば、人事院の勧告によつて今の給与を引下げろという勧告も出ているのです。これを御承知ですか。例えば特別調整額の問題、特別調整額に関する人事院勧告の二十六条、現行給与法の十條の二から言ひましても、超過勤務手当に該当する特別調整額については、現行の二割五分では、例えば東京に勤務する次官とか、局長とか課長とか、さういふ人たちの超過勤務に代替する特別調整額については、最高二割五分では多過ぎるから、二割にしよという勧告をしておられると

ありませぬか。さういふ点なんかにつ

いては、政府は頼かむりしているのじやありませんか。まだそのほかにもたくさんあるのです。隔遠地手当の問題もあるし、宿日直手当の問題もあるし、委員、顧問、参事等の手当の問題もあるし、一体そういう点については、人事院の勧告を、直接生活に大きな影響を持つてゐるそういう給与等の点については完全にオミットしておきながら、この説明では、どうも真面目に国会に対して内容を説明しているとは思えないだらうと思ひます。一体、特別調整額等の問題については、官房長官は今何をお考えになつてゐるか。

○政府委員(福永健司君) この「全く」という字が使つてありますので、只今いろいろのお説もありましたわけでございますが、数字について言うならば、その勧告の数字、それをそのままの数字に改訂いたしましたという意味でありまして、今の御指摘の点をいろいろ総合的に申しますと、「全く」といふのはそういう意味ではたしかにないわけで、千葉さんの御指摘の点は「全く」という字は若干……要するに俸給額とか、ここに上つておられます数字についての表現で「全く」ということで、千葉さんのおつしやるような意味においては「全く」と言えないかと思ひます。

○千葉信君 その次に入りますが、これは今日提案理由の説明についての大体の一般的な質問ですから、これくらいにして、次に入ります。

その次の勤務地手当につきましては、現行の無給地をすべて一級地に引上げた上、一級地相当分の勤務地手当を本俸に織込む、これは一体的に、結局はどういうやり方をしたのであるか。結

果としてはその通りになつたものが出て来ないで、そうして単に地域給の分を五分ずつふんだくつて、本俸のほうに入れるという措置だけになつておられますが、その経過措置として、政府は「現行の無給地をすべて一級地に引上げた上」と説明しておられますが、これはどういふやり方をしたのであるか。

○説明員(久田富治君) 特別にむずかしい操作をしたわけではございませんが、現在無給地として指定されております分を五割ばかりつけます。従つてその金額が出て来るわけでありまして、仮りにそれを十億なら十億といふします。で、そういたしますと無給地がなくなりまして、五級、四級、三級、二級、一級、とそういうふうになるわけでございます。それが第一段の作業でございます。

それから第二段の作業をいたしまして、この一級地から五級地まで、つまり具体的に五割から二五割までの分の五割に相当する金額を全部外しまして、それに当る金額を本俸に繰入れたという作業になつておるわけでございます。そこで、まあ問題になりますのは、この無給地から一級地に上げた、五割に上げるための資金、原資、これをどこから持つて来たかという点が問題になるかと思われませんが、それ今回の作業をいたしましては、一万五千四百八十円に上げるための、いわゆるベース・アップをするための原資に相当する部分の枠外から持つて来るというふうなことをいたしましたんで、一万五千四百八十円のいわゆるベースの原資の部分を食べまして、その分を食ひまして無給地から一級地に上げるという作業をいたしておるわけでございます。

す、予算的に言いますれば……。

○千葉信君 これはもう……。只今非常にまじめに答弁されたのですから、私はその答弁、大体答弁の通りだと思ふのです。(「その通りですよ」と呼ぶ者あり) その答弁の通りだとすれば、これは実際上そういう作業が行われたことになるのです。いいですか。私も、結論だけからみると、給与改訂のための原資を現行一万四千六百二十円と計算し、そうしてそれに対して九・三割引上げを行うという計算をして、その所要額を計上し、そうしてその所要額が、例えば地方公務員の分と、それから国家公務員の分等とを分けて、おの／＼一般職の分は二十九億九千万円とか、或いは地方公務員の分は五十二億六千万円というふうにして、その額を計上し、そうして、その計上した額の中から、無給地に対する一級地相当分の本俸と家族手当に対する引上額を、この計上した金額の中から控除し、いいですか。控除して、今度は、結論としては、又これをものと総枠の中へ引き戻して、本俸の改訂を行なつた。只今の答弁を正直に我々受取るとすれば、そうして又正直にあなたが答弁されておるとすれば、そういう作業をやつたはずなんです。そうだとすれば、又我々も単純に考えて、そういうふうにあなただの答弁を正直に取りますから、それなら、それではその作業をやつた経過の中で、地域給のほうの無給地に対する五分の分として、幾ら予算がかかるかと計上されたか。そうして又計上した予算を、幾ら本俸の引上げのほうに戻したことになるのですか。その作業の結論の数字があるはずですから、それを答へ願ひたいと思ふのです。

○説明員(久田富治君) その点につきましては、大体におきまして、一人当たり四十円くらい本俸分から差引くという計算になつております。これを率にいたしますれば、一万五千四百八十円の二・二割から二・三割と上廻るといふくらい金額でございます。なお、それが総額として何億になるかということとは、大蔵省のほうで正確でございます。私ちよつと考慮して頂きます。

○千葉信君 その／＼の答弁じやあやしくなつて来ていると思ふのだが、総額については、これは大蔵省の所管だから、大蔵省に聞けば一番簡単にはわかると思ふんだけれども、今あなたがそういう仕事を担当しておられて、今質疑応答にあつたような作業をやらせて、そうして私どもの目の前に出て来たものは単なる結論だけ、而もその結論に対して、これは無給地に対して一応一級地分を計上し、その作業をやつて、それを今度更に本俸に織込む、こういう答弁をしてゐるんです。この総額は大蔵省のほうでわかるにしても、その今おつしやつた一人当たり四十円何がし、これを本俸から引去つて、そうして又これを本俸に加えたという結論になるんですけれども、四十円くらいものじや間に合わないでしよう。一般職の職員の場合でも、大体まだ無給地というものは二・二割ありますよ。八・八割について二・二割が無給地、而も勤務地手当の給与における割合といふのは、これはもう去年ですでに千六百円を超えてゐるんです。そういうことになると全然あなたのおつしやる数字の辻褄が合わないことになるんです。だが、この点、今ここでその数字を、ああでもない、こうでもないといつていじくり廻すのが私は本旨ではないので、ただここにこういう説明があるのだから、その点について確かめるために聞いたのですが、あなた方がこういう説明をされたのは、実はそういう作業をしたというのじやなく、最近、衆議院の人事委員会のほうから、無給地についてはこれを一級地に引上げ、その予算額を何とか計上しようといふことが、委員会のほうからあなた方のほうへ確かに申し送つてゐる筈なんです。あなた方はそれに対する弁解として、こういう作業をやつたのだけれども、財源の関係でできなかつたという弁解をこの提案理由の説明書でしてゐるといふのが真相なんじやないですか。却てはつきり答弁されたほうが話が簡単につくと思ふんですが、どうですか。欺瞞も甚だしいよ。そうだとすれば……。その通りでしよう。

○説明員(久田富治君) そんなことではございません。

○政府委員(福永健司君) 只の、別にその額を予算的に計上しようとか何とかという文句は入つてなかつたかと思ひます。

○千葉信君 この中に入つておられます。提案理由書を御覧なさい。

○政府委員(福永健司君) いや、衆議院の議決の文字そのものにはない、そういう意味でございます。

○溝口三郎君 今回の給与改訂における場合の地域給の整理の問題が前からあつたのですが、それを切離してやるという衆参両院の申合せ等があつたのを、突然に今度給与改訂のときにこれを組み入れて来たのだ、そこに非常に大きな喰ひ違ひが国会で考へたことであつたので、今千葉委員からお話が出たよ

うな問題が出ておられると思います。私、前回の人事委員会の際にも質問をいたしました。ごさいますが、地域給をどういふふうで処理しているかということがどうもはつきりしなかつた。何か地域給を一段階縮減して、その一部分を本俸に繰入れたとか何とかということが、政務次官の御答弁を聞いていてもはつきりしなかつたのです。そこで大蔵当局にお願いしたんですが、はつきり数字的に計数を整理して、できるだけ早く持つて来て頂きたい。抽象的に言うていって、今の質疑のように、どういふふうになつてゐるのか、はつきりわからない。私はそのときにも政務次官に言つたのですが、どうも根本は、どういふやり方で地域給の整理をしてあの給与ベースの中に組入れたか、はつきりしないのです。まだはつきりきまつてないようなお話だつた。そこで、本日に今度国会に提案する場合には、一つ整理して、はつきり納得の行く理由をつけてもらいたいということ、余裕があるなら、つけてもらいたいということ、愛知さんにも言つておつたのですが、提案理由で初めて私はいふこと、愛知さんにも言つておつたのですが、提案理由で初めて私はいふことを伺つたのです。こういうやり方をやるなんていう話は、その当時もはつきり表面に出してなかつた。そして人事委員会でも考へていたこととはまるきり違つてゐるのでございませう。私は大蔵省に資料を要求したのですが、その資料が来まして又計数的にもお伺いしたいと思ひます。今伺うと甚だ簡単に片付けてしまつたんだが、初めからこういう方針でやつていられたのかどうか。その点、確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 只今の御要  
求の資料等につきましては、速かに提出  
いたしましたように手配いたさせます。た  
しか衆議院のほうには、その趣旨のも  
のをすでに出したのじやないかと思ひ  
ますが、なお調査の上、当委員会のほう  
に速かに提出するように手配いたします。  
○岡三郎君 この際、提案理由につい  
て簡単に一、二お尋ねするわけですが、  
が、提案理由の說明に、「民間給与、  
物価、家計費等は若干の上昇を示し、  
云々」と言つて、この際、財政の許す  
限度において人事院の勧告を尊重して  
職員給与改善を図ると、こうあるわけ  
です。この職員の給与の改善は、  
当然、単に幾ばくかの金を上げたとい  
うことではないと思ひますが、それ  
は、この給与の改善が一月一日からな  
される。このことと並行して、米が一  
升十一円上るし、運賃もはつきりして  
いないとしても上る。そのほか郵便料  
金のほかに、予定されているものは、電  
力の借費に伴う料金の値上げ、こうい  
うものが、改訂と同時に、それと近い  
期間において上昇するわけなんです。  
そういうものと無関係に、ただこれ  
だけ本俸なりその他を増額したから職  
員の給与の改善を図つたとは言えない  
と思ひますが、その点についてはつき  
りしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 米につきま  
しては、消費者米価について十キロ当  
り七百六十五円ということになりまし  
たので、まあ米自体につきましても相  
当の値上げといふことも考えられます  
が、これは詳しくは申しませんが、  
実際にかつておられますものに比  
べると随分安く押えるために政府は限  
りの努力をいたしましたのですが、こ  
れは別問題でございまして、深くは  
触れないことにいたします。……では  
ございませうが、これは私よりもさうい  
う数字を扱つてゐる人たちが詳しいわけ  
ですが、家計にはね返ります割合とい  
つたしましては、一多に満たない。○  
八九でございませうか、そのくらいな数  
字であるといふことの報告を受けてい  
るわけでございます。それでございま  
すから、大したことはないと思ひま  
す。申上げるわけではございませうが、  
さういふわけではございませうし、又一方  
におきまして鉄道運賃等につきましても、  
まあ裁定等を実施いたします場合に  
におきまして、なか／＼容易ならざる  
事態になります。一面、只今御指摘  
のような点もございませうので、極力運  
賃等の上昇、又郵便料金等についても  
同じことが言えるのでありますが、こ  
れを押し行かなくてはならないと考  
へておられるわけでございます。今度一月  
一日から給与の改訂等を行いますが、  
同時にさうしたものの値上げ等を行  
うといふことには、政府はいたしてお  
らないのでございませう。できるだけ収  
入増を図り、又節約もする。さうした手  
段を百方講じまして、而もなおどうに  
もならない場合におきまして、来る昭和  
二十九年度から最小限度の処置を或  
いはとらなければならぬのではないかと  
いふふうにも考へておられますが、こ  
れは来年度の本予算の編成と関連する  
問題でございませう。政府といたしま  
しては、さうしたものをできるだけ上げ  
たくないといふのが本旨でございま  
す。ただ御指摘のように、実際問題と  
いたしまして、さういふことは考慮し  
なくても済むかといふことになりませ

と、なか／＼そこに容易でない事態に  
至つておられるわけでございます。まあそ  
ういふようなことでございませうし、  
又今申しましたもののほかにもいろいろ  
の事態はあるわけでございますが、い  
づれにいたしまして、政府といたしま  
しては、この物価の上昇といふこと  
をできるだけ押えるべき施策を講じて  
行かなければならぬのは当然でござい  
ませう。まあさういふような次第で、將  
来を見通した場合におきまして、給与  
の改訂をしてもなお且つ容易でない  
という見方も確かであろうかと思ひま  
す。何しろ財政上の事情等よ  
りいたしまして、この際におきまして  
は、総合的に考へまして、この程度の  
処置がまあ財源の許す最高限度でござ  
いませう。大いに政府は苦慮いたしま  
した結果、漸くにして到達した結論で  
ございませう。

○岡三郎君 どうもばつとしない御返  
事をもつたのですが、まあ先ほどの  
御回答なり今の回答にしろ、苦しいと  
ころはわかるのだが、苦しい算段でや  
りくりしたといふことならば、まあ、  
かわいさもあるのですがね。(笑聲)  
非常に巧妙且つ危険に、名目的に上つ  
たことを国民に流布して、内容は災害  
の米のような状態ですが、これは追つて  
逐次やることにして、ただ一つ、何か  
給与が上がるといふと、上がることに  
インフレーションの原因であるとい  
ふことをしば／＼本会議あたりでも大臣  
が言うわけなんです。こういう点につ  
いて、米の消費者価格の問題にして  
も、食糧庁自体、農林省自体は、これ  
だけで抑えろといふ数字を出している  
のを、大蔵省がまあどん／＼上へ持つ  
て行つてゐるのが実態だと私は思つて  
おるのです。官房長官は政府の一委員  
であつて、それをまとめた結果として  
言われるのが私は至当だと思ひますが、  
何か自分は傍観者のような立場で、  
さういふのを抑えて行きたいのだけ  
ども、さうなつてしまつたといふよう  
なことを言つておられる。私は、給与  
が一月一日から一応この案で改訂さ  
れるとすると、この案で行けば、現行  
四級三号の者が、手取として、扶養家  
族二人として九千二百二十五円、それが  
政府案で行くと九千三百六十円  
という数字が出てゐるわけなんです。  
収入の増は大抵二百三十五円なんです  
よ。これは四級の三号といふところの  
数字の差を引つぱり出したのですが、  
これは二百三十五円上つて、扶養手  
当、扶養二人とすると一月一升十一円  
上げられて行けば、もう一月から実際  
は従前よりも赤字になるといふことに  
私はなると思ひ、米だけで赤字になる  
のです。さういふふうな俸給表の当  
てはめ方の無理がどこから来たと思  
は、一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 只今の数字  
等につきましては実務担当者から申上  
げることにはいたしますが、今度の改訂  
によりまして、先ほど申し上げました  
ように、俄かに生活が、まあ非常に辛  
くなるというわけにはなかつた。参らな  
いと思ひますが、さういふ状態では  
点では国民皆がさういふ状態では  
ございませうが、なお耐乏生活に耐えて頂かな  
ければならぬことを非常に遺憾とする  
ものであります。政府といたしまして  
は、財政の許す範囲におきまして、一  
歩でも、僅かでもよくしたいといふこ  
とで苦慮いたしておられるわけござい

す。米の話につきましても確かに上げなくて済めばそうしたいのでございませぬ。本年は特殊の事情等もございまして、非常に米の生産費が高かかつておりますが、それを以て直ちに米価とすることでは国民生活に非常に大きな影響を及ぼしますので、従来の特別会計の繰越金等を殆んど食い尽くすようなことに本年はなりません。そういふような措置等もいたし、又一面におきまして供出完遂奨励金の半分の措置等もとりまして、漸くいたしたすのでに政府が発表いたしましたように、なごころに落着けようとしたして、おるわけにございませぬ。この間におきまして、確かに農林当局と大蔵当局とで、しまし頃に行きまして幾らかの主張をいたして、只今のお話のように、その大蔵省が、二無二上げたというふうな事情ではございませぬ。皆で漸くあのようなところにきめました次第でございませぬ。

○岡三郎君 私と言つてゐるのは、今回の改訂で幾分でも職員給与の改善を図る、だから政府職員の中で、この改訂によつて一月一日以降現在の給与よりも実質的に低くなつてしまふといふことは、私は許されぬと思つてゐる。それについて一体どうしてそのいふ結果が出て来たかといふことを尋ねたことについて回答がないわけですが、それは人事院の勧告の俸給表です。ね、この俸給表を機械的に持つて来たといふことにあるのです。それは人事院勧告のように、一三・九〇実質給与を上げてあの俸給表を持つて来れば、従来の不合理を中だるみが是正されるのですけれども、今答弁があつたように、地域給の操作で、奇妙きつなやり方をやつて、予算を使わないうちにしているから、実際の予算の支出額がずつと人事院勧告よりも小さくなつてゐる。人事院の俸給表だけを、まゝで勧告通りやつたという形に見せたために、あの俸給表を機械的に当て嵌めたために、今度は逆に、中だるみじやなくして、上のほうは別にして、下のほうが猛烈なる打撃をくらつてゐることなんです。だから、私はそのいふ点で、早急の場はこの給与表の改訂を出したといふけれども、政府職員の中でこの改訂によつて一月一日以降米価その他を含めて賃金が切下げられるといふ俸給表に、断じて私は承服できないと思つてゐます。この点については、一つ今ここでどうのこうの言つても仕方がないから、政府のほうでも十分その点は調査して見て、実際に米価は一升に上つたといふ上りです。それから、そのいふたよりを関連で、直ちに現行賃金よりも実質的に切下げられるような、こゝろいふふうな案は、それが極く小部分であつたとしても看過できないと思つてゐます。そういう点で、以後関連した問題については、今日は別にこの提案の理由書から言つても、実に簡略といふか、粗雑といふか、ちよつと言葉を極めて言つて、失礼になるから、今日は遠慮をしておくけれども、日本政府といふものを背負つて法律を出して来るには、余りにも無茶だと私は思つてゐます。そういう点で、一つ御検討の上、御回答があつたならば、それによつて又質問を続行することにしたい、今日は一応提案理由書について

一部分について触れておくことだけに止めておきます。

○千葉信君 何か私の聞くところによりますと、明日あたり、そろ／＼もう一つの保安庁職員の給与法一部改正法案が国会に提案されそうなので、特にこの際、今日この問題に触れる必要があらうと思つてゐます。それは、現行の保安庁職員給与法は、国会の審議は時間切れのために、質疑打切、討論、採決という緊急動議が強引に成立して、その内容等については国会として深く掘り下げた審議はやつておりません。ところが、あの法律が今度更に一部改正法律案として上程されることになりまして、この委員会が審議になります。ところが、あの中ですべてこの際、官房長官にはつきり御答弁を承つておかなければならぬのは、保安庁職員の給与法による俸給額の中には、例えば寒冷地給、例えば石炭手当、例えば勤務地手当、こゝろいふものがございまして、超過勤務手当も含んで本俸の中に積算されておられます。本俸の計算の中に入つておられます。ところが、本俸の中に超過勤務手当の分を最高は二〇％も入れておきながら、現行給与法による一般職の職員に対する第十條の二による特別調整額、これは御承知の通り公務員に対する、公務員の而も次官とか局長、課長なんぞといふ人たちに對する超過勤務手当の分を支給するといふ条文です。ところが保安庁職員の給与法によりますと、保安庁職員の場合に、超過勤務手当の代りの特別調整額が支給されてゐる、二重になつておられます。恐らくこの点についてまだ閣議でどう決定されるか知れませんが、然つておけば二重取りの法律案が

そのまゝ出て来ると思つてゐます。ですから、この点については、官房長官の責任上、二重取りになつてゐるといふ事実に対しては、はつきり今度の法律改正のときに御主張願ひたい。若しそういう措置がとられていなければ、この委員会としては、そういう不合理な扱いに對して、超過勤務手当の二重取りなんといふ扱いに對して承服できない。この点、法律案が提案されるまでにはつきりした措置を官房長官はおとりになるおつもりがあるかどうか、この点を承わりたいと思つてゐます。

それからもう一つは、今も申し上げましたが、一般職の職員等に對しては超過勤務手当の原資といふものが大体一三・九〇に計上されておられます。本俸の一三・九〇、これが超過勤務手当の公務員に對する平均しての予算の計上額です。その超過勤務手当を、実際にそれまで支給されていなかった次官とか局長、或いは又支給されていたらけれども不確定な支給を受けていた本省の課長諸君等に對しても、超過勤務手当に該當する給与を与えようといふので、超過勤務手当に代る俸給の特別調整額の制度が第十條の二として設けられておる。ところが、これを設けられるときの委員会の質疑の中では、その他の公務員の全体が大体本俸の一三・九〇程度しか計上されてないし、それ以上は支給されないのだから、そうすれば、そういう次官だとか或いは局長、課長等に超過勤務手当に代る特別調整額を支給する場合にも、その最高額を上廻るべきではない、こゝろいふ委員会における論議に對して、当時責任者であつた人事院のほうからも、その平均額を上廻るような措置はとらないつもりでござ

いますといふ答弁をもらつておるのです。ところが、その後の経過を見ますと、人事院規則は最高二割五分といふものを出してあります。この人事院規則を出した経過の中には、これはここで申し上げてもどうかと思つてゐますけれども、政府のこれに對する意向が人事院の最高額の二割五分を決定したといふことは、これは公然の秘密です。そこで御承知の通り、人事院のほうから出された給与準則の勧告の中では、給与準則の第二十六條では、その二割五分といふのは不当だから、最高二割に下げろといふ勧告が出ておられます。今度の場合、政府のほうからほゞ下した給与法の改正の中では、こゝろいふ引下げといふことは全然考慮しないで今度の法律案が出ておられますが、これが法律ではつきりその具体的な支給割合が今のところ人事院の規則でございまして、人事院の勧告で今度初めてこれを法律の中に入れておられることになつたわけですから、この点については政府としても相当考慮される余地が残されてゐるわけなんです。この法律案を出したあとでも、これに對する政府の方針は、まだ考えようによつてはとることのできる余裕が残されてゐるわけなんです。ですから、この問題を保安庁職員給与法の提案までに解決すると同時に、官房長官としては当然これに對する措置をとつてもらわなければならぬと思つてゐますが、この二点について何つておきたいと思つてゐます。

○政府委員(福永健司君) 第一点につきましては、これは直接に担当いたしましたる者は保安庁長官でございませぬが、お話を趣きをよく伝えておきたいと思つてゐます。

それから第二の点につきましても、お話を趣旨によりまして、よく研究いたしたいと思ひます。

○溝口三郎君 提案理由に「最後に、今回の人事院勧告に含まれていた給与準則の制定につきましては、諸般の事情に鑑み、なお今後の検討に待つことといたしました」という理由説明があるのでございますが、先ほど総理府当局のほうからのお話では、諸般の事情というものが行政機構の改革等も関連しているのではお将来検討するということになるので、甚だあいまいなんです、諸般の事情ということには、具体的にどういふ理由があつて給与準則の制定を政府のほうは今以てやられないのか、その点をはつきりお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(久田富治君) 私の言葉が諸般の事情というふうなことを言ひましたので、何か重大な含みがあるようにお聞き取りかと思ひますが、その点につきましても深い理由があるわけではございませんので、ただ今回の臨時国会が非常に短かいということ、それから、実のところ給与準則というのは国家公務員制度の根本に關しますこととで、人事院が給与準則を勧告いたしますまでも、あれだけの膨大な機構と陣容とを擁して、数年に亘つて精力を挙げて勧告して参つたものでございまして、それに対して政府側といたしましては、私も総理府では給与関係をやつております者が一人か二人くらいしかおりません。それから

大蔵省の給与課といたしましても極く値かというふうなことでございまして、この際、給与準則に対して実のところ十分勉強はできておらないというところが率直な話なんでございまして、今回の臨時国会にはとても自信を持つて間に合いかねるというのが本当の話なんでございまして。

○溝口三郎君 只今総理府から御答弁がありました、私は甚だ遺憾に考へるのでございまして。給与準則につきましては、これは只今のお話の通り、人事院では国家公務員法に基いて長年に亘つて研究をした成果なのでございまして。そうしてこの七月の十八日に勧告をした時には、十五国会において参議院で修正可決したあの俸給表はこれは不合理だから速かに改訂を加へるものとするという趣旨に副つて中だるみを入れてあの新給与ベースを勧告をしたと同時に、これを運用するについては給与準則によつて最も給与体系の合理化を図るものなので、あの給与ベースよりも、率直にいへば給与準則を速かに実施してもらいたいという非常な熱望を人事院総裁も持つておられたわけなんです。長い間の研究の成果なんです。そうして初めに理由を伺つた時には、行政機構との関連もあるからまだ検討してゐると……、今の御答弁では、長い間、人事院では研究をしたのだけれども、総理府では一人か二人しかそういうものに關連してゐる人は

いないから放つてあるのだというふうなことを御答弁になつたのです。私は甚だ怪しからんと思ひます。あの給与ベースにつきましては、これは、いろいろ問題があると思ひます。人事院の勧告を尊重して、一万五千四百八十円ベースをそのまま実施するのだ、併しその間に地域給を入れなければいけないという要請もあつて、なかなか困難な点もあるが、政府は非常に努力してゐるのだ、だから公務員は、民間の給与に比べて低く、又生計費に不足しても我慢してくれ、政府はできるだけの努力を尽しているのだということが大蔵大臣も言つてゐる。私はこの結果がどうなるか知りませんが、仮に公務員としては不満であつても、これを一月一日から実施しなければいかんよな場合が若しあれば、政府としては、これは給与が足りないのだけれども財源がないから切捨てるのだという態度では、公務員は納得しないのだ。併しこの給与は一応この号俸表を使つて一月一日からやつてもらいたい。併しものと根本的には、給与準則という、ああいう合理化をするような制度を人事院はすでに七月十八日に勧告を出してゐる。これをやれば頭打ちの問題も解消するのだし、最も合理的な給与の体系化をすることができるといふ勧告がある。ならば、臨時国会は期間が短かくてできないのなら、これは行政機構との関連が間接にはあるかと思ひますが、できればこの通常国会に是非とも一つ給与準則は制定するのだという方向で、官

房長官は御努力になつて頂きたい。通常国会において給与準則を成立させ、そして二十九年度の予算には止むを得なければ今の一万五千四百八十円を最も合理的に運用するような制度を実施できるように御努力を私はお願いいたしたいと思ひます。この点について官房長官の御所見をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 只今御指摘の点につきましては、せいふく今後とも努力をいたしまして、速かに結論の出るようになさなければならぬと存じます。根本的な問題等につきましても、なお若干検討の余地が残されてゐるもの等もございしますので、今直ちにいつ頃どうということも確言もできませんが、できるだけ努力をいたさねばならぬと存じております。お話を十分参考にいたしまして善処いたしたいと存じます。

○千葉信君 今溝口委員の質問に關連して、政府のほうからの答弁によりまして、給与法等の改訂について責任を持つてゐる、この仕事を所管してゐる総理府の中には、一人か二人の職員しかこの問題について担当しておられないという御答弁がございましたが、この問題については、緒方官房長官の時に、総理府設置法によつて当然その所管は総理府であることだし、従来もいろいろな条件からみると、どうも給与の問題等については大蔵省の給与課なんか任せつ放しという傾向が強いから、そのため大事な問題が常に財源

財源という問題のために歪められてしまふから、十分その点については考慮するようになつておられることをはつきり申し上げたところが、当時の緒方官房長官からも必ず善処するといふ御答弁があつたのですが、それから一年以上たつた今日、まだ総理府はそういう恰好でこの問題を閉却してやつて来ているのですか。

○政府委員(福永健司君) 今の御質問の点につきましては、政府におきましてもしばしばいろいろの機会に論議もいたしまして、給与の關係の事務の重大なるに鑑みまして、然るべき機構を確立して対処せねばならぬということに考へておる次第でございまして、只今行政機構改革に關しまして政府でいろいろ検討いたしておりますが、この中でも重点を置いております問題の一つでございまして。できるだけ速かに結論を出して善処いたしたいと存じます。

○政府委員(福永健司君) これはまだ公式にちよつと何なんでしょうが、行政機構改革と關連いたしましたはいろいろに話も出ておりますので、担当いたしております塚田國務大臣のほうでもまだ発表等は差控えてゐる面が多いのでございまして、大体の傾向は、今千葉さんもおつしやつたように、こういう問題は総理府にでもそういう

財源という問題のために歪められてしまふから、十分その点については考慮するようになつておられることをはつきり申し上げたところが、当時の緒方官房長官からも必ず善処するといふ御答弁があつたのですが、それから一年以上たつた今日、まだ総理府はそういう恰好でこの問題を閉却してやつて来ているのですか。



問題を担当する強力なる機関を設けるべきではないかという考え方が有力と私は見ております。きまりましたとはちよつとまだ申上げかねるのでございます。

○千葉信君 人事委員会としては、御承知のように、休会中も公務員に対する給与制度の調査ということで数度に亘つて委員会を開会いたしました。今日は官房長官のお姿を拜見することができましたけれども、殆んど休会中は官房長官はお出にならない、而も官房長官の代理者の出席を求めても、場合によつては委員長自身が出かけていって、そうして委員会の開会中に交渉をしているのにも応じないというかつこうで、代理者も出て来ない。私はこういう点は誠に不都合だと思つていたのですが、今のお話によると、将来総理府の機構なんかを改革して、今後こういう問題の審議に當つて困会が渋滞を来すようなことのないように何とかするといふ御意向のようですから、できるだけ早くそういうふうを持つていつてもらいたいと思つたのですが、それと同時に、政府のほうから法案を出しているときには、熱心に委員会に出席するけれども、出してはいないときにはいくら督促をしてお願いをしても出て来ないといふことのないように、この点も併せて官房長官に要望申上げておきます。そのつもりで一つ……。

○政府委員(福永健司君) 只今お叱りを受けたわけでございますが、私もまたしたしましては、国会の今お話のよ

うな御要請に對しましては極力その御趣旨に副わなければならぬという所存でございます。十分心得ておるつもりではございますが、決して言訳がましく申上げるわけではございませんが、私自身、割合にいろ／＼仕事の範圍等も広い關係上、ときに皆様方の御要求にもかかわらずお伺いできなかつたようなこともございまして、その点は申訳ないと存じております。できるだけ御趣旨に副うように努力いたします。又、私の助力者である副長官以下につきましても、お話の趣旨をよく私からも伝えまして、今私が申しましたような趣旨によつて善処いたしました所存でございます。

○岡三郎君 確かめておきたいのですが、今の総理府で実際に給与のことを責任を持つてやられているのは一体どなたか、その点の一つ確かめておきたい。誰が総理府の中において現在給与を責任を持つてやられているのか。

○政府委員(福永健司君) 第一に私が責任者でございますが……(笑声)

○岡三郎君 それから……。

○政府委員(福永健司君) それから副長官のうちでは、実はもと／＼副長官二人のうちでどういふ分担ということにつきましましては、或る程度の分野を分けておりますが、ああいう仕事の性質上、相協力させてそれ／＼やらしております。大体におきまして田中副長官といふことになつてはおります。おりますが、他の一方の江口副長官のほうはそれには關係ないということでは

とよりございませぬ。協力はもとよりいたしております。その他の職員諸君につきましましては久田君のほうからお答えいたします。

○岡三郎君 事務當局のほうにも一つ明確にしておいて下さい。

○説明員(久田富治君) 給与關係は、総理府設置法とそれから組織令に基きまして、私が所屬しております審議室の所管事項になつております。それで、当面、審議室の責任者といつたしましては、私、久田でございます。

○岡三郎君 なぜ今のよりなことを聞くかといふと、千葉さんから言われたから私は重複して言わなければいけません。従来、長官が忙しい、これはわかる点があるわけですが、ところが責任者がいなければ代理人が出て来るべきである。その場合は長官が指名して、田中副長官なら副長官に権限を委ねて、そして代行せしめるといふことがなければならぬ。何れも何れも上り下りしない、ところが今までは／＼委員会を開いても、まるで首に綱をつけて来なければ来ない。来てみれば、私は責任を持つたこととは言えませぬ、言つても何にもなりませんといふような馬鹿氣たことをしなさい。言つておるわけでは、これは笑ひ事ではなく、今日は責任の所在がはつきりしたわけですから、この限りにおいては、人事委員会といふものは、国家公務員並びにその他の職員の給与その他に關しての審議をする責任の場所なので、その点は一つ十分にお考え願つて、今後これを輕視するようを傾向

があつたならば相当覚悟をきめてかかるなければならぬ、こう思つておるわけなんだから、その点一つ今日は明確になつたので、言わすもがなのことを言わしたといふことは一体誰に責任があるかといふことを繰返して、爾後そういうことがないようにしてもらいたいと思つております。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて。これはかに御発言がなければ本日はこれで散會いたします。

午後三時五十分散會

十一月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一、六月十五日 同日以前六月以内の期間

二、十二月十五日 同日以前十二月以内の期間

第十九条の五第二項中「その支給日」を、それぞれその支給日、「百分の五十」を、「左の各号に掲げる支給日の区分に應ずる割合」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一、六月十五日 百分の二十五

二、十二月十五日 百分の五十

別表第一から別表第六までを次のように改める。



別表第三 警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表

職務の級	俸給												
	一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十一 号俸	十二 号俸	十三 号俸
一級	六,四〇〇円	六,六〇〇円	六,九〇〇円	七,二〇〇円	七,五〇〇円	七,八〇〇円	八,一〇〇円	八,四〇〇円	八,七〇〇円	九,〇〇〇円	九,三〇〇円		
二級	八,一〇〇円	八,四〇〇円	八,七〇〇円	九,〇〇〇円	九,三〇〇円	九,六〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇,四〇〇円	一〇,八〇〇円	一一,二〇〇円	一一,六〇〇円		
三級	一〇,〇〇〇円	一〇,四〇〇円	一〇,八〇〇円	一一,二〇〇円	一一,六〇〇円	一二,〇〇〇円	一二,六〇〇円	一三,一〇〇円	一三,六〇〇円	一四,一〇〇円	一四,六〇〇円		
四級	一二,一〇〇円	一二,六〇〇円	一三,一〇〇円	一三,六〇〇円	一四,一〇〇円	一四,六〇〇円	一五,一〇〇円	一五,六〇〇円	一六,一〇〇円	一六,六〇〇円	一七,一〇〇円		
五級	一五,一〇〇円	一五,六〇〇円	一六,一〇〇円	一七,〇〇〇円	一七,七〇〇円	一八,四〇〇円	一九,一〇〇円	一九,八〇〇円	二〇,五〇〇円	二一,二〇〇円	二二,〇〇〇円		
六級	一八,四〇〇円	一九,一〇〇円	一九,八〇〇円	二〇,五〇〇円	二一,二〇〇円	二二,〇〇〇円	二二,八〇〇円	二三,六〇〇円					
七級	二二,八〇〇円	二三,六〇〇円	二四,四〇〇円	二五,三〇〇円	二六,二〇〇円	二七,三〇〇円	二八,四〇〇円	二九,五〇〇円	三〇,六〇〇円				
八級	二四,四〇〇円	二五,三〇〇円	二六,二〇〇円	二七,三〇〇円	二八,四〇〇円	二九,五〇〇円	三〇,六〇〇円						

別表第四 船員級別俸給表

職務の級	俸給										
	一 号俸	二 号俸	三 号俸	四 号俸	五 号俸	六 号俸	七 号俸	八 号俸	九 号俸	十 号俸	十一 号俸
一級	五,二〇〇円	五,三〇〇円	五,四〇〇円	五,五〇〇円	五,六〇〇円	五,八〇〇円	六,〇〇〇円	六,二〇〇円	六,四〇〇円	六,六〇〇円	六,八〇〇円
二級	五,四〇〇円	五,五〇〇円	五,六〇〇円	五,七〇〇円	五,八〇〇円	六,〇〇〇円	六,二〇〇円	六,四〇〇円	六,六〇〇円	六,八〇〇円	七,〇〇〇円
三級	五,八〇〇円	五,九〇〇円	六,〇〇〇円	六,一〇〇円	六,二〇〇円	六,四〇〇円	六,六〇〇円	六,八〇〇円	七,〇〇〇円	七,二〇〇円	七,五〇〇円
四級	六,六〇〇円	六,九〇〇円	七,二〇〇円	七,五〇〇円	七,八〇〇円	八,一〇〇円	八,四〇〇円	八,七〇〇円	九,〇〇〇円	九,三〇〇円	九,六〇〇円
五級	八,四〇〇円	八,七〇〇円	九,〇〇〇円	九,三〇〇円	九,六〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇,四〇〇円	一〇,八〇〇円	一一,二〇〇円	一一,六〇〇円	
六級	一〇,四〇〇円	一〇,八〇〇円	一一,二〇〇円	一一,六〇〇円	一二,〇〇〇円	一二,六〇〇円	一三,一〇〇円	一三,六〇〇円	一四,一〇〇円	一四,六〇〇円	
七級	一二,六〇〇円	一三,一〇〇円	一三,六〇〇円	一四,一〇〇円	一四,六〇〇円	一五,一〇〇円	一五,六〇〇円	一六,一〇〇円	一六,六〇〇円	一七,一〇〇円	
八級	一五,一〇〇円	一五,六〇〇円	一六,一〇〇円	一六,六〇〇円	一七,一〇〇円	一七,六〇〇円	一八,一〇〇円	一八,六〇〇円	一九,一〇〇円	一九,六〇〇円	
九級	一九,八〇〇円	二〇,五〇〇円	二一,二〇〇円	二二,〇〇〇円	二二,八〇〇円	二三,六〇〇円	二四,四〇〇円	二五,三〇〇円	二六,二〇〇円	二七,一〇〇円	
十級	二二,八〇〇円	二三,六〇〇円	二四,四〇〇円	二五,三〇〇円	二六,二〇〇円	二七,一〇〇円	二八,〇〇〇円	二八,九〇〇円	二九,八〇〇円	三〇,七〇〇円	

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職務の級	俸給													
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸	十四号俸
一級	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	六,二〇〇	六,六〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,八〇〇
二級	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,八〇〇
三級	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	八,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,八〇〇
四級	六,六〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,七〇〇	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,八〇〇
五級	八,七〇〇	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,八〇〇	一一,二〇〇	一一,六〇〇	一二,〇〇〇	一二,六〇〇	一三,一〇〇	一三,六〇〇	一四,一〇〇
六級	一〇,八〇〇	一一,二〇〇	一一,六〇〇	一二,〇〇〇	一二,六〇〇	一三,一〇〇	一三,六〇〇	一四,一〇〇	一四,六〇〇	一五,一〇〇	一五,六〇〇	一六,一〇〇	一六,六〇〇	一七,一〇〇
七級	一三,一〇〇	一三,六〇〇	一四,一〇〇	一四,六〇〇	一五,一〇〇	一五,六〇〇	一六,一〇〇	一六,六〇〇	一七,一〇〇	一七,七〇〇	一八,二〇〇	一八,七〇〇	一九,二〇〇	一九,七〇〇
八級	一五,六〇〇	一六,一〇〇	一六,六〇〇	一七,一〇〇	一七,六〇〇	一八,一〇〇	一九,六〇〇	二〇,一〇〇	二〇,六〇〇	二一,一〇〇	二一,六〇〇	二二,一〇〇	二二,六〇〇	二三,一〇〇
九級	一九,八〇〇	二〇,三〇〇	二〇,八〇〇	二一,三〇〇	二一,八〇〇	二二,三〇〇	二二,八〇〇	二三,三〇〇	二三,八〇〇	二四,三〇〇	二四,八〇〇	二五,三〇〇	二五,八〇〇	二六,三〇〇

別表第六 教育職員級別俸給表  
イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,七〇〇	九,〇〇〇
二級	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,七〇〇	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	九,九〇〇
三級	九,〇〇〇	九,三〇〇	九,六〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,四〇〇	一〇,八〇〇	一一,二〇〇	一一,六〇〇	一二,〇〇〇	一二,四〇〇	一二,八〇〇
四級	一一,六〇〇	一二,〇〇〇	一二,四〇〇	一二,八〇〇	一三,二〇〇	一三,六〇〇	一四,〇〇〇	一四,四〇〇	一四,八〇〇	一五,二〇〇	一五,六〇〇
五級	一四,一〇〇	一四,六〇〇	一五,一〇〇	一五,六〇〇	一六,一〇〇	一六,六〇〇	一七,一〇〇	一七,六〇〇	一八,一〇〇	一八,六〇〇	一九,一〇〇
六級	一七,〇〇〇	一七,七〇〇	一八,四〇〇	一九,一〇〇	一九,八〇〇	二〇,五〇〇	二一,二〇〇	二一,九〇〇	二二,六〇〇	二三,三〇〇	二四,〇〇〇
七級	二二,〇〇〇	二二,八〇〇	二三,六〇〇	二四,四〇〇	二五,二〇〇	二六,〇〇〇	二六,八〇〇	二七,六〇〇	二八,四〇〇	二九,二〇〇	三〇,〇〇〇
八級	二六,二〇〇	二七,〇〇〇	二七,八〇〇	二八,六〇〇	二九,四〇〇	三〇,二〇〇	三一,〇〇〇	三一,八〇〇	三二,六〇〇	三三,四〇〇	三四,二〇〇
九級	三〇,四〇〇	三一,二〇〇	三二,〇〇〇	三二,八〇〇	三三,六〇〇	三四,四〇〇	三五,二〇〇	三六,〇〇〇	三六,八〇〇	三七,六〇〇	三八,四〇〇
十級	三六,六〇〇	三七,四〇〇	三八,二〇〇	三九,〇〇〇	三九,八〇〇	四〇,六〇〇	四一,四〇〇	四二,二〇〇	四三,〇〇〇	四三,八〇〇	四四,六〇〇
十一級	四二,八〇〇	四三,六〇〇	四四,四〇〇	四五,二〇〇	四五,〇〇〇	四六,〇〇〇	四六,八〇〇	四七,六〇〇	四八,四〇〇	四九,二〇〇	五〇,〇〇〇
十二級	五〇,〇〇〇	五〇,八〇〇	五一,六〇〇	五二,四〇〇	五三,二〇〇	五四,〇〇〇	五四,八〇〇	五五,六〇〇	五六,四〇〇	五七,二〇〇	五八,〇〇〇

備考 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。



別表第七中のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「二級地」を「一級地」に、「四級地、三級地及び一級地」を「三級地及び二級地」に、「五級地、三級地及び一級地」を「四級地及び二級地」に、「四級地及び三級地」を「三級地及び二級地」に改め、同表のその他の部分中「五級地」を「四級地」に、「四級地」を「三級地」に、「三級地」を「二級地」に、「二級地」を「一級地」にそれぞれ改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項及び第八項の規定は、公布の日から施行する。  
 2 昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に對應する号俸とする。

3 切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。  
 4 前二項の規定の適用により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中になく場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。  
 5 附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。  
 6 職員の切替日における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）が、この法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。  
 7 昭和二十八年における勤勉手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。  
 8 昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。

附則別表 俸給の新旧対照表

号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
一	四、四〇〇	四、九〇〇
二	四、五〇〇	五、〇〇〇
三	四、六〇〇	五、一〇〇
四	四、七〇〇	五、二〇〇
五	四、八〇〇	五、三〇〇
六	四、九〇〇	五、四〇〇
七	五、〇〇〇	五、五〇〇
八	五、一〇〇	五、六〇〇
九	五、二〇〇	五、七〇〇
一〇	五、三〇〇	五、八〇〇
一一	五、四〇〇	五、九〇〇
一二	五、五〇〇	六、〇〇〇
一三	五、七〇〇	六、二〇〇
一四	五、八五〇	六、四〇〇
一五	六、〇〇〇	六、六〇〇
一六	六、二〇〇	六、九〇〇
一七	六、四〇〇	七、二〇〇
一八	六、六五〇	七、五〇〇
一九	六、九〇〇	七、八〇〇

二〇	七、一五〇	八、一〇〇
二一	七、四〇〇	八、四〇〇
二二	七、六五〇	八、七〇〇
二三	七、九〇〇	九、〇〇〇
二四	八、一五〇	九、三〇〇
二五	八、四〇〇	九、六〇〇
二六	八、六五〇	九、〇〇〇
二七	八、九〇〇	一〇、四〇〇
二八	九、一五〇	一〇、八〇〇
二九	九、五〇〇	一一、二〇〇
三〇	九、八五〇	一一、六〇〇
三一	一〇、二五〇	一二、〇〇〇
三二	一〇、六五〇	一二、六〇〇
三三	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇
三四	一一、五五〇	一三、六〇〇
三五	一二、〇〇〇	一四、一〇〇
三六	一二、四五〇	一四、六〇〇
三七	一二、九〇〇	一五、一〇〇
三八	一三、四〇〇	一五、六〇〇
三九	一四、〇〇〇	一六、三〇〇
四〇	一四、六〇〇	一七、〇〇〇
四一	一五、一〇〇	一七、七〇〇
四二	一五、八〇〇	一八、四〇〇
四三	一六、四〇〇	一九、一〇〇
四四	一七、〇〇〇	一九、八〇〇
四五	一七、八〇〇	二〇、五〇〇
四六	一八、五〇〇	二一、二〇〇
四七	一九、二〇〇	二二、〇〇〇
四八	二〇、〇〇〇	二二、八〇〇
四九	二〇、八〇〇	二三、六〇〇
五〇	二一、六〇〇	二四、四〇〇
五一	二二、四〇〇	二五、三〇〇
五二	二三、三〇〇	二六、二〇〇
五三	二四、二〇〇	二七、一〇〇
五四	二五、一〇〇	二八、〇〇〇
五五	二六、〇〇〇	二九、五〇〇
五六	二七、三〇〇	三〇、六〇〇
五七	二八、四〇〇	三一、七〇〇

五八	二九、五〇〇	三二、八〇〇
五九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇
六〇	三一、九〇〇	三五、三〇〇
六一	三三、二〇〇	三六、七〇〇
六二	三四、五〇〇	三八、一〇〇
六三	三五、九〇〇	三九、六〇〇
六四	三七、三〇〇	四一、一〇〇
六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
六九	四四、八〇〇	四九、一〇〇
七〇	四六、三〇〇	五〇、七〇〇
七一	四七、八〇〇	五二、三〇〇
七二	四九、五〇〇	五三、九〇〇
七三	五一、二〇〇	五五、五〇〇
七四	五二、九〇〇	五七、三〇〇
七五	五四、八〇〇	五九、一〇〇
七六	五六、七〇〇	六〇、九〇〇
七七	五八、六〇〇	六二、七〇〇
七八	六〇、五〇〇	六四、五〇〇
七九	六二、六〇〇	六六、三〇〇
八〇	六四、七〇〇	六八、一〇〇
八一	六六、八〇〇	六九、九〇〇
八二	六九、〇〇〇	七二、〇〇〇

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。  
 第七条の三を次のように改める。  
 第七条の三 秘書官の勤勉手当の額は、俸給及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の額が国會議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与の額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所屬する機関から支給する。

別表第一中「五三、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。

官職名	俸給月額
八号俸	四八〇〇〇
七号俸	四四〇〇〇
六号俸	四〇〇〇〇
五号俸	三六〇〇〇
四号俸	三二〇〇〇
三号俸	二七五〇〇
二号俸	二三五〇〇
一号俸	一九五〇〇

附則

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、第七条の三の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する職員（東宮大夫及び式部官長並びに秘書官を除く。）の昭和二十九年一月一日における俸給月額及び勤務地手当の月額の合計額が、その前日における俸給月額及び勤務地手当の月額の合計額に満たない場合においては、その差額を暫定手当としてその者に支給する。

3 昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、法の規定に基いて期末手当の支給を受ける職員には適用しない。

昭和二十八年十二月十五日印刷

昭和二十八年十二月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局